

日本国憲法
教育基本法
学校教育法
学習指導要領
県学校教育の指導の重点
人権教育推進プラン
大和高田市学校教育の目標

特別支援教育の重点
進んで活動し、自分のよさを
発揮できる子を育てる。

特別活動
○日常生活の秩序や健康・安全
への理解を深め、望ましい生
活態度を育て、温かい人間関
係を築く。
○創意や工夫を生かす集団の
組織的活動（学級活動、児童
会 活動、クラブ活動）を通
して、自主的・実践的態度を
育てる。

生徒指導
○「挨拶」の励行を始め基本的
生活習慣の育成に努め、規律
ある中でも、楽しく充実した
学校生活を送ろうとする態
度を育てる。
○心の教育を推進し、相手を思
いやる心情を育てる。
○子供たちの人間関係の観察
を深め、いじめの早期発見に
努め、いじめられた側の立場
にたって解決を図る。
○自己存在感の高揚をめざし、
清掃活動を充実させ、豊かな
心を育てる。

教育環境の整備
児童の豊かな心を育て、道徳的実践意欲を
高めるよう、心に響く環境づくりをする。
○児童と教師、児童相互の望ましい人間関係
づくり
○校内環境の整備
○校舎、校庭の美化・花壇の整備

教育目標
生き生きとした子どもの育成
「夢中！自信！！笑顔！！！」

道徳教育の重点目標
学校の教育活動全体を通じて、自己の生き方を考え、主体的
な判断の下に行動し、自立した人間として他者と共によりよく
生きるための道徳性を養う。
○よく考え、自分の力で判断し、約束やきまりを守って行動で
きる子どもを育てる。
○相手のことを思いやり、相手のことを親身になって考えよう
とする子どもを育てる。
○自分だけの考えに捉われず、誰にも分け隔てなく接し、偏っ
たものの見方や考え方をしない子どもを育てる。
○生命ある全てのものをかけがえのないものとして尊重し、大
切にする子どもを育てる。

各学年指導の重点
低学年
○よいことと悪いことの区別をし、よいと思うことを進んで行う
こと。
○身近にいる人に温かい心で接し、親切にすること。
○自分の好き嫌いにとらわれないで接すること。
○生きることのすばらしさを知り、生命を大切にすること。
中学年
○正しいと判断したことは、自信をもっておこなうこと。
○相手のことを思いや、進んで親切にすること。
○誰に対しても分け隔てをせず、公正・公平な態度で接すること。
○生命の尊さを知り、生命あるものを大切にすること。
高学年
○自由を大切にし、自律的に判断し、責任のある行動をすること。
○誰に対しても思いやりの心もち、相手の立場に立って親切に
すること。
○誰に対しても差別することや偏見をもつことなく、公正・公平
な態度で接し、正義の実現に努めること。
○生命が多くの生命のつながりの中にあるかけがえのないもの
であることを理解し、生命を尊重すること。

特別の教科道徳の指導
道徳的価値の自覚及び自己の生き方についての考えを深める
観点から、書く活動や語り合う活動など一人ひとりの感じ方や
考え方を伝え合う機会を充実させ、自分の生き方を見つめられ
るようにする。

豊かな体験
全教育活動において、道徳的実践意欲と態
度育てるための豊かな体験の場を充実する。
○人、物、自然とのふれあい
○ボランティア活動、地域行事の参加
○各教科、外国語活動、総合的な学習の時間
及び特別活動

人権教育の重点
人と人とのつながりを大切にし、共に
伸びる子を育てる。
○意欲的に取り組める学習を創造し、基
礎学力の定着を図る。
○集団の中で人と関われる力を育て、響
き合える集団を育成する。
○地域の文化等を教材化し、身近な問題
を解決する実践を重ねる。
○体験活動を通して、豊かな感性を育
て、思いやりの心を育成する。

各教科
○互いのよさを学び合い、豊かな表現力
を培うために、話をしっかり聴き、自
分の考えを話す活動など言語活動の
充実を図る。
○確かな学力を育てるために、課題解決
学習・体験的な学習を取り入れるとと
もに、協力的な指導体制づくりを進
め、指導及び評価の工夫・改善に努め
る。
○読書に親しみ豊かな心を育成するた

総合的な学習の時間・外国語活動
○自ら学び、学ぶ楽しさを味わえる学習
内容を創造し、問題を解決する資質や
能力の向上に努める。
○地域の人々とのつながり、心の通い合
いが見られるような学習展開を工夫
する。
○学ぶこと、働くことの意義を理解し、
地域で活躍する人々の姿に学び、自己
の良さや可能性に気づくと共に、夢や
希望をもち、その実現に向けて努力し
ていこうとする取組を進める。
○外国語活動（英語）を通じて、言語や
文化について理解を深め、積極的にコ
ミュニケーションを図ろうとする態
度を育てる。

家庭・地域との連携
学校、家庭、地域三者の相互理解を深め、
交流を密にし、協力体制を整える。
○地域とともにある学校づくりの推進
○「家庭学習の手引き」の配布とその取組
○保幼小中との連携
○学校・人権・学年便り等各種便りの発行